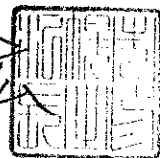


札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 3 / 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第34号

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則（平成15年規則第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第15条の2第1項第1号中「戸」の次に「(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)」を加え、「、その床面積に対する」を削り、「開口部」の次に「を有するもののうち、当該開口部」を、「割合が」の次に「当該階又はその一部の床面積の」を加え、「第18条」を「第20条」に改め、「建築物を除く。」の次に「次号、次項、第4項各号及び第6項各号において同じ。」を加え、同項第2号中「(建築物省エネ法第18条に掲げる建築物を除く。)」を削り、同条第2項中「日の21日前まで」を「前」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「(建築物省エネ法第18条に掲げる建築物を除く。)」を削り、「届出」を「工事」に改め、「資料」の次に「(以下「評価結果の写し等」という。)」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満である建築物に係る工事の場合 次のアからウまでに掲げる書類のいずれか

ア 評価結果の写し等

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）別記様式第1による計画書又は建築物省エネ法施行規則別記様式第1

1 による計画通知書の写し

ウ 当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることに関し建築物省エネ法その他の法令で必要とされる書類のうち、建築物環境配慮指針に規定する事項の確認に必要な事項が記載されたものであって、イに掲げる書類に相当するものとして市長が別に定める書類の写し

(2) 第15条の2第4項第1号及び第2号中「(建築物省エネ法第18条に掲げる建築物を除く。)」を削り、同条第5項中「日の21日前まで」を「前」に、「当該建築物に係る環境負荷低減措置その他の環境への配慮に関する措置に対して建築物環境配慮指針に定める評価方法により行った評価結果の写し及び当該評価結果の根拠となる資料」を「第2項第2号に掲げる書類のいずれか」に改め、同条第6項中「提出は」を「届出は」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 床面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物に係る工事の場合 評価結果の写し等

(2) 床面積の合計が10平方メートルを超え2,000平方メートル未満である建築物に係る工事の場合 次のアからウまでに掲げる書類のいずれか

ア 評価結果の写し等

イ 建築物省エネ法施行規則別記様式第2による変更計画書又は建築物省エネ法施行規則別記様式第12による変更計画通知書の写し

ウ 当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることに関し建築物省エネ法その他の法令で必要とされる書類のうち、建築物環境配慮指針に規定する事項の確認に必要な事項が記載されたものであって、イに掲げる書類に相当するものとして市長が別に定める書類の写し

(3) 様式4中

「

	☐ 建築物のエネルギー消費性能 は、建築物のエネルギー消費性
--	--

建築物のエネルギー消費性能等の公表	能の向上等に関する法律に基づく届出のとおりです。 同法第19条第1項の規定に基づき札幌市に提出された届出書に記載された情報のうち建築物のエネルギー消費性能等の公表に必要なものを札幌市が建築物のエネルギー消費性能等の公表のため使用することに同意します。
--------------------------	---

及び「3 建築物のエネルギー消費性能等の公表に同意した場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第22（別記様式第23）による届出書の写しの添付は不要です。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の2第2項、第5項及び第6項並びに様式4の規定は、この規則の施行の日以後に工事に着手する建築物に係る新築等建築物環境配慮計画提出（変更届出）書の提出又は届出について適用し、同日前に工事に着手した建築物に係る新築等建築物環境配慮計画提出（変更届出）書の提出及び届出については、なお従前の例による。